

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

(1) 監理団体名：ココロユニオン協同組合

(2) 代表者職氏名：理事長 伊藤 修郎

(3) 所 在 地：長野県上伊那郡辰野町大字平出 2053 番地 1

2 処分等内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和2年2月21日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分等理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び、認定計画に従って入国後講習を実施していなかったことから、監理事業を適正に行うに足りる能力を有するものとは認められず、技能実習法第25条第1項第2号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。